

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(革新的な省CO₂実現のための部材 (GaN) や素材 (CNF) の
社会実装・普及展開加速化事業)

概要 (追加公募)

令和5年3月
(応募申請者向け資料)

一般財団法人 日本環境衛生センター

補助事業全般について（目次）

I . 補助事業の概要

- 1 . 補助金の目的と性格
- 2 . 補助対象となる事業
- 3 . 補助事業者の選定方法及び審査基準
- 4 . 応募に当たっての留意事項
- 5 . 応募の方法
- 6 . 問い合わせ先

II . 補助事業（採択以降）の留意事項等について

I .補助事業の概要

1. 補助金の目的と性格①

- 本補助金は、環境省がこれまで革新的な省CO₂実現のため実用化・製品化に向けて開発してきた部材や素材（セルロースナノファイバー（CNF）や窒化ガリウム（GaN）等）を活用した製品の早期商用化に向けた支援を行い、CO₂排出量の大幅な削減を実現することを目的としています。
- 事業の実施により確実なエネルギー起源CO₂の排出量削減が実現されるよう、事業の具体的計画内容及びCO₂排出削減量の算出に関する根拠、考え方について明示していただきます。

1. 補助金の目的と性格②

- 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。「**適正化法**」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「**適正化法施行令**」という。）、本補助金の交付要綱・実施要領の規定によるほか、**交付規程**の定めるところに従い実施していただきます。

これらの規定を遵守していない場合、交付決定を解除する場合があります。

また、補助事業完了後、その効果が発現していない場合、補助金返還を求める場合があります。

2. 補助対象となる事業①

【対象事業の基本的要件】

- ① 交付決定後に速やかに補助事業を開始できるもので、補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有する事業であること。
- ② 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されている事業であること。
- ③ 公募要領別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

【対象事業及び要件】

- ① CNF若しくはGaN活用製品又はCNF若しくはGaN活用部材（以下、「CNF/GaN活用製品等」という。）の製造に要する設備の導入を行う事業であること。
- ② 原則として、当該製造設備を導入した日の属する年度の翌々年度の3月末日までに、CNF/GaN活用製品等を搭載した機器等が製品化されるものであること。
- ③ 当該設備で製造する製品・部材のうち個数又は重量で5%以上がCNF/GaN活用製品等であること。
- ④ 導入した設備によってエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減効果があること。

【対象事業及び要件】

- ⑤ CNF/GaN活用製品等を搭載した機器等の原料調達から廃棄までのLCAの観点で他製品又は部材と比較してエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減に資する事業であること。
- ⑥ 対象事業及び当該設備が、国からほかの補助金を受けて行われる事業等ではないこと。

応募にあたってCO₂削減効果の算定支援を受けることができます。
支援を希望する場合は、事務局へお問い合わせ(cnf-gan@jesc.or.jp)ください。

2. 補助対象となる事業③

<補助事業の応募者について>

応募者の要件は以下のいずれかの法人であること。

- ① 民間企業（導入する設備をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- ② その他環境大臣の承認を経てセンターが認める者

○ファイナンスリースを利用する場合

代表事業者は、ファイナンスリース事業者となります。

リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件*とします。

* 応募申請書に、上記内容を確認できるリース見積書等を添付してください。

2. 補助対象となる事業④

【共同実施】

複数で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、「補助事業の応募者」に該当することが必要となります。

また、補助事業に参画するすべての事業者のうち1者が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

<代表事業者について>

補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

本事業の応募申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

※ 代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できません。

2. 補助対象となる事業⑤

【補助金の交付額】

補助対象経費の次の割合を補助します。

補助率 2分の1 ただし、上限額1億4,000万円

【補助事業期間】（第2次公募）

補助事業の実施期間は、**単年度**とします。

交付決定日から事業を開始し、令和6年2月29日までに事業を完了するものとします。

【補助対象設備】

- ①CNF活用製品又はCNF活用部材製造に必要な設備
- ②GaN活用製品又はGaN活用部材製造に必要な設備

3. 補助対象事業の選定方法等

(1) 補助事業の選定方法

一般公募を行い、審査を経て予算の範囲内で選定します。審査結果に対するご質問やご意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

(2) 審査について

提出された応募書類をもとに、①書類審査、②外部有識者等から構成される審査委員会において承認された審査基準に照らした審査を厳正に行います。

なお、応募者には、必要に応じて実施計画書等に関するプレゼンテーションを行ってもらう場合があります。

【書類審査内容】

- ・ 交付規程や公募要領に定める各要件を満たす内容について記載されていること。なお、要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とします。
- ・ 必要な書類が漏れなく添付されていること。
- ・ 書類に必要な内容が記載されていること。また、書類に記載された内容が明確な根拠に基づいていること。
- ・ 事業を確実に実施できる資金調達に係る確実な計画を有していること。

4. 応募に当たっての留意事項

【実施計画書の記載内容】

- ・ 提出した応募申請書の実施計画書（別紙1）に記載した内容については、センターの許可なく変更することはできません。

4. 応募に当たっての留意事項

【事業報告書の提出】 [交付規程 第15条 様式第15]

- ・ CNF/GaN活用製品等を搭載した機器等の商用生産開始の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内（4月30日まで）に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

証拠書類は、当該報告に係る年度の終了後3年間保管してください。

【現地調査】

- ・ 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その事業実施中又は完了後、必要に応じて現地調査等を実施することがあります。

5. 応募の方法①

【公募期間】

追加公募 : 令和5年3月16日(木)～4月28日(金) 17:00必着

- ・メールにて申請してください。

【提出方法及び提出先】

- ・メールアドレス cnf-gan@jesc.or.jp

メールの件名に「【法人名】革新的な部材・素材 応募申請書」を記入してください。

また、ファイル容量により複数回で送信される場合は、件名の最後に（何通目／全体数）と記入してください。押印は必要ありません。

なお、1通当たりのメールの容量は8MBまでとなります。

＜メール件名記入例＞ 【法人名】革新的な部材・素材 応募申請書（1／2）

- ・元のデータ形式での送信が可能な場合はPDFに変換しないようにする等して、容量が重くなりすぎないようにご注意ください。

様式1の別紙はエクセルファイルのままで送信してください。

- ・応募申請書を含め、添付するデータが大容量となりメール添付ができない場合には、ファイル受け渡しサービスを設定しますので、本補助事業の事務局問い合わせ先

[（cnf-gan@jesc.or.jp）](mailto:cnf-gan@jesc.or.jp)へご連絡ください。

- * 期限を過ぎて着信したメールのうち、遅延が当センターの事情に起因しないものについては、受理しません。

5. 応募の方法②

【応募書類】

1	目次	2	3	4	5	6	7	
【様式第1】 応募申請書	応募申請時 提出書類等 一覧	【別紙1】 実施計画書	【別紙2】 経費内訳	【資料①】 導入設備の 仕様書と 設備配置図	【資料②】 事業を実施 する場所の 地図	【資料③】 CO2排出削減 量算出の根拠	【資料④】 最終製品の 年度別販売/ 出荷計画の 根拠となる 資料	
<p>【電子データ保存時の注意】</p> <p>※1、2、3：Excel形式にて保存</p> <p>※6：作成した形式（Excel形式等）にて保存</p>								
8	9	10、14		11、15		12、16		13
【資料⑤】 【別紙2】に 記載の金額の 根拠が分かる 資料（見積書）	【資料⑥】 その他参考資料 申請書に記載した内 容の根拠となる資料 や、各事業で提出を 求めている資料を添 付すること。 ライフサイクルフ ロー図等	【資料⑦】 申請者の企業 パンフレット 申請者の業務概要 がわかる企業パン フレット等。 共同事業者がいる 場合は、共同事業者の パンフレット等（14）		【資料⑧】 定款 又は 寄附行為 共同事業者がいる場合 は、共同事業者の定款 又は寄附行為（15）		【資料⑨】 経理状況 説明書 直近2決算期 貸借対照表・ 損益計算書 共同事業者がいる場合は、 共同事業者のものも提出 （16）		【資料⑩】 従業員の賃金引上 げ計画の表明書 該当する場合に提出し てください。様式は任 意です。（公募要領 p.9参照）

5. 応募の方法③

応募書類一覧

提出書類		提出形式	備考
1	様式第1 応募申請書	Excel	本補助事業サイトの公募情報に掲載しているExcelファイル「応募様式1・別紙1・別紙2」を使用すること
目次	- 応募申請時提出書類等一覧		
2	【別紙1】 実施計画書		
3	【別紙2】 経費内訳		
4	【資料①】 導入設備の仕様書と設備配置図	PDF等	
5	【資料②】 事業を実施する場所の地図	PDF等	
6	【資料③】 CO2排出削減量算出の根拠	Excel	
7	【資料④】 最終製品の年度別販売/出荷計画の根拠となる資料	PDF等	
8	【資料⑤】 【別紙2】に記載の金額の根拠が分かる資料（見積書）	PDF等	
9	【資料⑥】 その他参考資料：申請書に記載した内容の根拠となる資料や、各事業で提出を求めている資料を添付すること。ライフサイクルフロー図等	PDF等	
10	【資料⑦】 申請者の企業パンフレット：申請者の業務概要がわかる企業パンフレット等	PDF等	
11	【資料⑧】 定款 又は 寄附行為	PDF等	
12	【資料⑨】 申請者の経理状況説明書：直近2決算期貸借対照表・損益計算書	PDF等	
13	【資料⑩】 従業員の賃金引上げ計画の表明書	PDF等	該当する場合のみ提出、様式は任意
14	【資料⑦】 共同事業者の企業パンフレット：業務概要がわかる企業パンフレット等	PDF等	共同事業者がいる場合は、共同事業者のものも添付すること
15	【資料⑧】 共同事業者の定款 又は 寄附行為	PDF等	
16	【資料⑨】 共同事業者の経理状況説明書：直近2決算期貸借対照表・損益計算書	PDF等	

5. 応募の方法④

応募申請時提出書類等一覧

【提出書類等】

※ 提出が必要な書類は、右の様式でチェックしてください。
 入力用のエクセルファイルは、
【様式第1】 応募申請書
【提出書類等一覧表】
【別紙1】 実施計画
【別紙2】 全体経費
 の順番でシートが作成されています。

応募申請は、エクセルファイルのままで提出してください。

番号	提出書類	チェック欄 ☑
	応募申請時提出書類等一覧（本一覧）は、印刷し提出書類のチェック欄に使用したのち、目次として様式1の後ろに添付すること。	<input type="checkbox"/>
1	【様式第1】 応募申請書（Excel形式のまま保存すること）	<input type="checkbox"/>
2	【別紙1】 実施計画書（Excel形式のまま保存すること。）	<input type="checkbox"/>
3	【別紙2】 経費内訳（Excel形式のまま保存すること。）	<input type="checkbox"/>
4	【資料①】 導入設備の仕様書（カタログ等）と設備配置図（設備の設置状況や系統が分かる図面等）	<input type="checkbox"/>
5	【資料②】 事業を実施する場所の地図（設備を導入する施設の位置が分かる地図）	<input type="checkbox"/>
6	【資料③】 CO2削減効果の算定根拠資料 （作成したファイルの形式（Excel等）のまま保存すること。また、数値の設定根拠・引用元等に係る具体的資料についても、同様に作成したファイルの形式のまま保存すること。）	<input type="checkbox"/>
7	【資料④】 最終製品の年度別販売/出荷計画の根拠となる資料	<input type="checkbox"/>
8	【資料⑤】 【別紙2】に記載の金額の根拠が分かる資料（見積書）	<input type="checkbox"/>
9	【資料⑥】 別紙として添付する資料やその他の参考資料（ライフサイクルフロー図等）	<input type="checkbox"/>
10	【資料⑦】 代表事業者の企業パンフレット等（業務概要がわかるもの）	<input type="checkbox"/>
11	【資料⑧】 代表事業者の定款または寄附行為	<input type="checkbox"/>
12	【資料⑨】 代表事業者の経理状況説明書 （直近2決算期の貸借対照表および損益計算書）	<input type="checkbox"/>
13	【資料⑩】 従業員の賃金引上げ計画の表明書（該当する場合のみ）	<input type="checkbox"/>
14	【資料⑪】 共同事業者の企業パンフレット等（業務概要がわかるもの）	<input type="checkbox"/>
15	【資料⑫】 共同事業者の定款または寄附行為	<input type="checkbox"/>
16	【資料⑬】 共同事業者の経理状況説明書 （直近2決算期の貸借対照表および損益計算書）	<input type="checkbox"/>

6. 問い合わせ先

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び本事業名、問合せを必ず記入して下さい。

<件名の記入例>

【株式会社〇〇〇】革新的な部材・素材 問合せ

<問い合わせ先>

一般財団法人 日本環境衛生センター 環境事業第二部

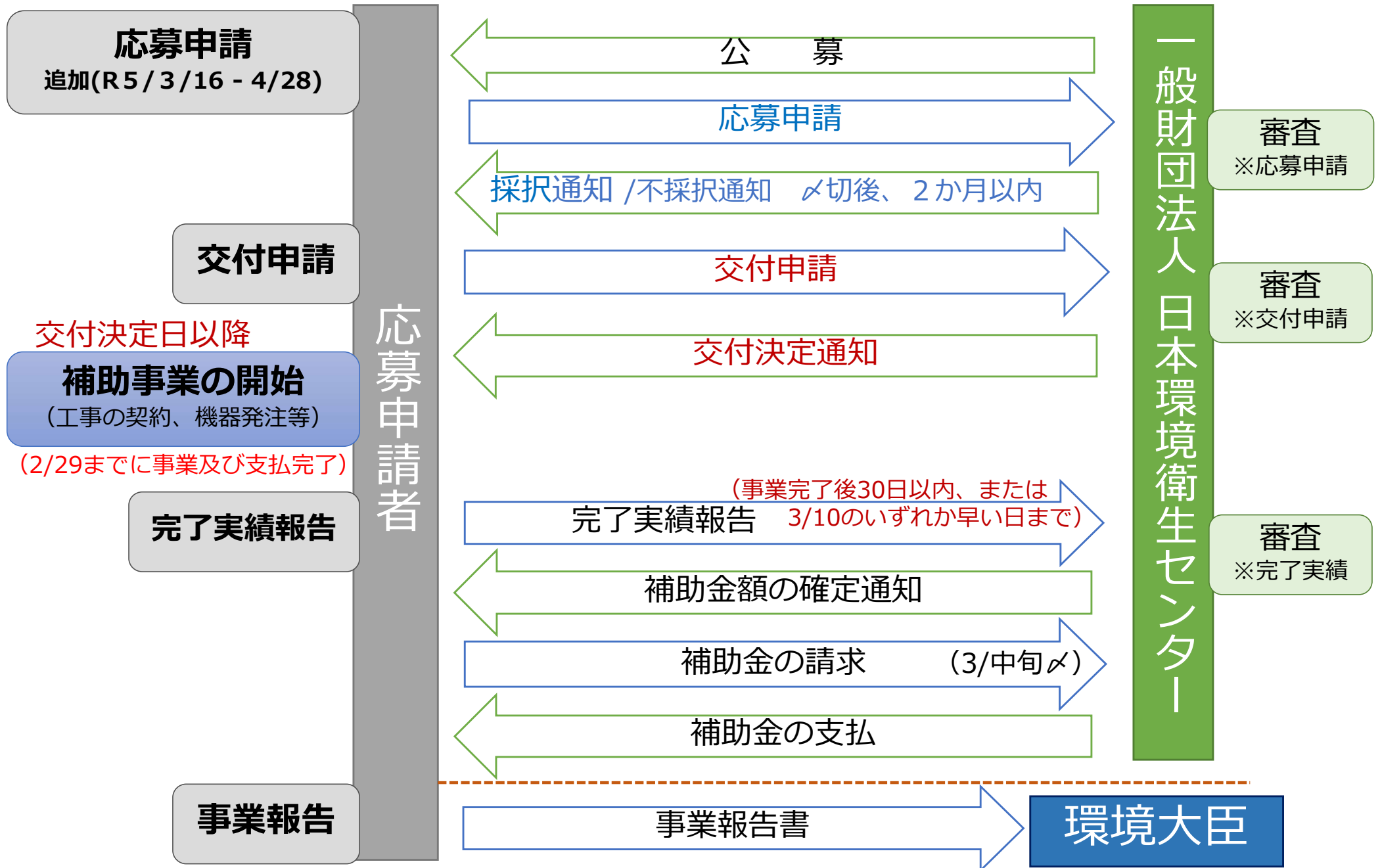
メールアドレス：cnf-gan@jesc.or.jp

<問い合わせ期間>

令和5年4月20日（木）17時まで

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



Ⅱ .補助事業（採択以降）の 留意事項等について

Ⅱ . 補助事業（採択以降）の留意事項等について①

公募要領 p.10-14

【事業の開始】

採択通知後、交付申請書をご提出いただき、補助事業は、交付決定後（交付決定日以降）に事業開始となります。

交付決定日より前に契約（発注）等を行った経費は、補助対象とはなりません。

【完了実績報告書（様式第11）の提出】 [交付規程 第11条]

令和6年2月29日までに補助事業を完了し、事業完了後30日以内、または**3月10日**のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただきます。

【利益等排除】

補助対象経費の中に、**自社製品の調達（工事を含む）**がある場合、補助事業者の**利益等相当額を排除**してください。

Ⅱ . 補助事業（採択以降）の留意事項等について②

公募要領 p.13-14

【経理書類の保管】 [交付規程 第8条 第八号]

補助事業の経費については、**経理帳簿及び証拠書類を他の経理と明確に区分して整理し、補助事業の完了の日の属する年度終了後、5年間保存。**

【取得財産の管理】 [交付規程 第8条 第十三号、第十四号]

補助事業により取得、または効用が増加した財産について、**取得財産等管理台帳を備え、補助事業により取得した旨を明示。**

価格が単価50万円以上の取得財産は、**法定耐用年数中、処分制限あり。期間内に、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、事前にセンターに申請・承認が必要。**

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。**なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、**所轄の税務署等**にご相談ください。

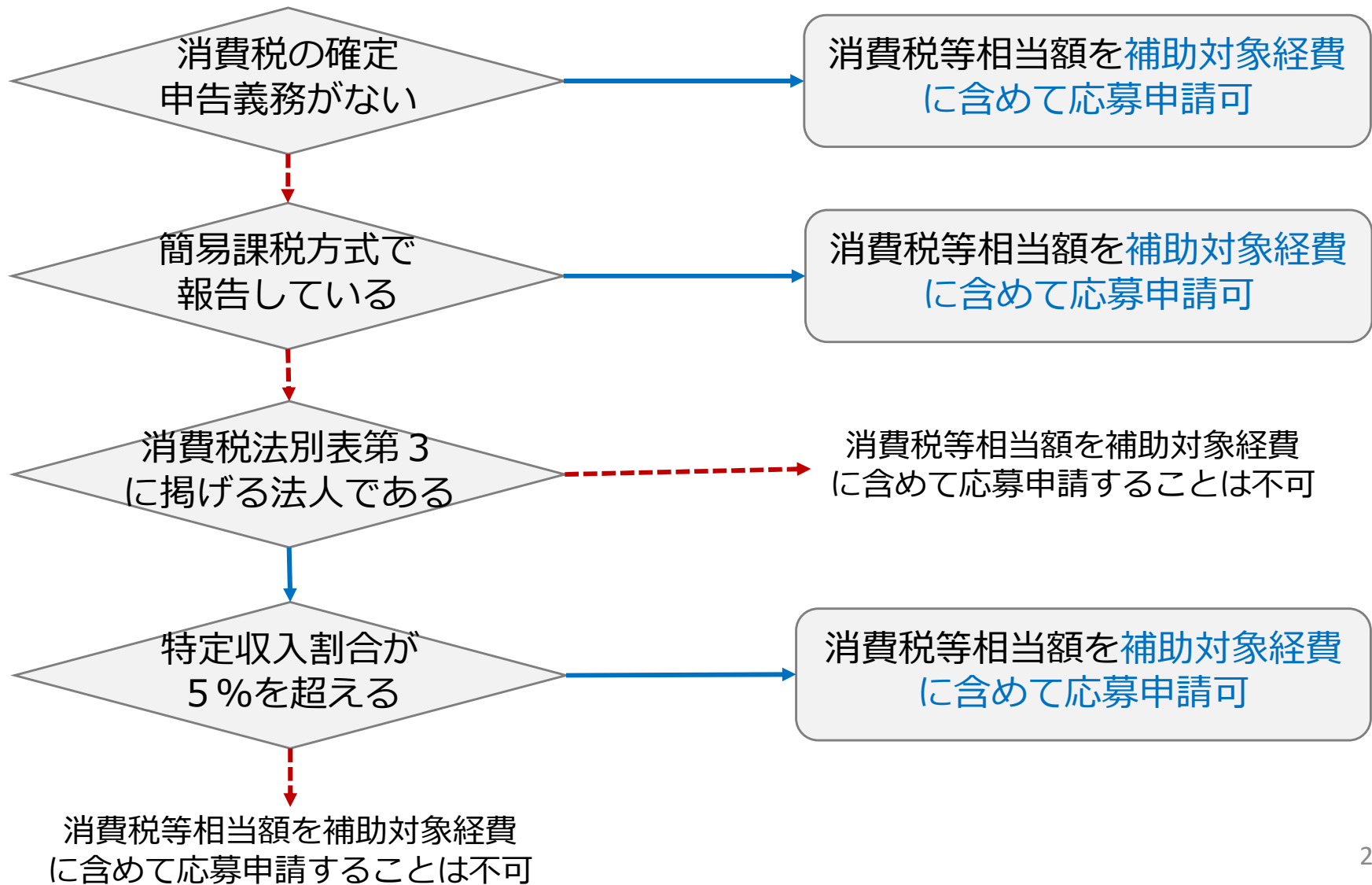
【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください（本資料p.23～24の<参考>を参照してください）。

<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ



<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

公募要領 p.13-14

【補足】 [交付規程 第8条第1項第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかにセンターに報告して下さい。

【本補助事業の公募情報】

<https://www.jesc.or.jp/activity/tabid/489/Default.aspx>

【応募書類の提出先】

- ・メールアドレス cnf-gan@jesc.or.jp
- ・メール件名の記入例【法人名】革新的な部材・素材 応募申請書（1 / 2）

【問合せ先】

- ・問合せは、電子メールでお願いします。
＜問い合わせ先＞
一般財団法人 日本環境衛生センター 環境事業第二部
メールアドレス：cnf-gan@jesc.or.jp
- ・メール件名の記入例
【法人名】革新的な部材・素材 問い合わせ